

健康福祉常任委員会要点記録

日 時： 令和元年12月12日（木）
午前10時00分～午後0時29分
場 所： 第1委員会室

| | | | | |
|--------------|-----|-------|------|--------|
| 出席委員 (7人) | 委員長 | 三階道雄 | 副委員長 | きりき 優 |
| | 委員 | 小林憲一 | 委員 | いぢち 恭子 |
| | 委員 | 大野まさき | 委員 | 渡辺 しんじ |
| | 委員 | 遠藤ちひろ | | |

| | | | | |
|-------|-----------------|-------|------------------|-------|
| 出席説明員 | 健幸まちづくり政策監 | 倉吉 紘子 | | |
| | 子ども青少年部長 | 芳野 俊彦 | 公立保育園担当課長 | 田坂 清子 |
| | 健康福祉部長(兼)福祉事務所長 | 小野澤 史 | 保健医療政策担当部長 | 伊藤 重夫 |
| | 福祉総務課長 | 古川 美賀 | 健康推進課長(兼)健康センター長 | 金森 和子 |
| | 保険年金課長 | 松下 恵二 | 高齢支援課長 | 伊藤 和子 |
| | 介護保険課長 | 廣瀬 友美 | 障害福祉課長 | 松本 一宏 |
| | 健幸まちづくり推進室長 | 田中 久夫 | | |

案 件

| 件 名 | 審 査 結 果 |
|--------------------|---------|
| 1 特定事件継続調査の申し出について | 決定 |

協 議 会

| 件 名 | 担 当 課 名 |
|---|----------------|
| 1 (仮称) 多摩市版子育て世代包括支援センター事業開始に向けた取り組みの進捗状況について | 健康推進課 |
| 2 「多摩市受動喫煙防止条例」施行にかかる取り組みについて | 健康推進課 |
| 3 多摩市版地域医療連携構想策定事業の取り組みについて（経過報告） | 健康推進課 |
| 4 後期高齢者医療保険の保険料改定について | 保険年金課 |
| 5 多摩市国民健康保険の令和2年度保険税率等の見直しについて | 保険年金課 |
| 6 第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）の改定について | 高齢支援課 介護保険課 |
| 7 北部地域包括支援センターの第二拠点及び高齢者見守り相談窓口の設置について | 高齢支援課 |
| 8 多摩市介護保険条例の改正について | 介護保険課 |
| 9 高額障害福祉サービス等給付費支払いに係る進捗状況について | 障害福祉課 |
| 10 「（仮称）多摩市障がい者差別解消条例」の制定に向けた取り組みについて | 障害福祉課 |
| 11 多摩ニュータウン豊ヶ丘団地における「（仮称）健幸ステーション」の開設について | 健幸まちづくり推進室 |
| 12 民生委員・児童委員の一斉改選について | 福祉総務課 |
| 13 多摩市地域福祉計画及び調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画について | 福祉総務課 |

午前10時00分 開会

三階委員長 ただいまの出席委員は7名である。定足数に達しているので、これより健康福祉常任委員会を開会する。

本日の審査は、お手元に配付した審査案件の順序に沿って進めさせていただきます。

日程第1、特定事件継続調査の申し出についてを議題とする。

本件については別紙のとおり申し出ることにはしたいと思う。これにご異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 ご異議なしと認める。では、そのようにさせていただきます。
この際暫時休憩する。

午前10時01分 休憩

午前10時02分 開議

(協議会)

三階委員長 ここで協議会に切りかえる。

それでは、1番の(仮称)多摩市版子育て世代包括支援センター事業開始に向けた取組みの進捗状況について、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、1番目、(仮称)多摩市版子育て世代包括支援センター事業開始に向けた取組みの進捗状況について、担当の金森健康推進課長から説明をさせていただきます。

金森健康推進課長 (仮称)多摩市版子育て世代包括支援センター事業開始に向けた取組みの進捗状況について、資料に沿ってご説明をさせていただきます。前回も進捗状況をご報告させていただいており、今回も進捗状況の報告となる。令和2年度に子育て世代包括支援センター事業開始に向けてというところで、子ども青少年部をはじめとする関係各部・関係課との連携により取り組みを現在行っているところになる。

1番の(1)になる。7カ所ある地域子育て支援拠点ごとのワークショップを実施した。今年度の6月から7月にかけて2回目が終了して、その後7カ所それぞれの情報交換、共有を図るためということで10月の時点

で発表会という形でそれぞれの拠点の発表をさせていただいた。内容については、そちらに書かせていただいているように、最初に拠点ごとの地域特性を生かした親子の様子、取り巻く環境、現状の課題の抽出を行った。2回目は、具体的に支援方法はどのようなものがあるのか、仕組みについての検討をしたところである。参加機関については、ここに書いてあるとおりになる。

(2)に行く。専門分野のワーキンググループでの取り組みとなる。専門分野というところでは、主にこの3点、今チームで会議、連携、打ち合わせ等を実施しているところになる。一つは、子育て支援拠点チームというところになり、健康推進課が中心になっているが、ワークショップでもプレパパママと書かせていただいているが、妊娠期の取り組みで連携ができないかというところでの連携フォームの検討等を、こちらに書いているメンバーで話し合いを実施しているところになる。あと保育所関係チームというところでは、保育所には看護師、保健師、もしくは栄養士、あと保育士という専門職がおられる。そこの連携でどのような形がとれるのか、市民にわかりやすい情報発信をどのような形ですればいいか話し合いをするという形で実施している。最後に、発達支援関係チームでは医療機関の臨床心理士、作業療法士等にご協力いただいて、乳幼児期の年齢ごとに発達を促す視点での遊びの提案や相談体制の検討をさせていただいているところになる。

今後の予定については、3月までにこれらのワーキンググループでの取り組みをまとめさせていただいて、令和2年度中に事業開始とさせていただきたいと思っている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員 今後の予定という中で、事業開始が2020年度中となっているが、大体いつごろになるのかという見通しと、あと地域子育て支援拠点施設、児童館以外で地域子育て支援拠点施設を今担っているところにはどういったところがあるのか。

金森健康推進課長 今後の予定というところで「令和2年度中」と書かせていただいている。今現在の話を3月まででまとめる予定にはしており、実際の事業開始

を前半期には始めたいと思っているが、4月1日に全部がスタートできるかというところが今まだ不明確なところがあるので、「令和2年度中」という表現にさせていただいているところがある。ただ、前期には実施する予定にしている。

あと子育て支援拠点であるが、主には児童館に属しているところになるが、多摩センター地域の子育て総合センターにある「たまっこ」は、児童館ではなく子育て総合センターの建物の中に拠点施設があるという形になっている。

小林委員 例え認可保育園等の中で拠点施設をこれから担うところは今のところないということでもいいのか。

金森健康推進課長 拠点施設については所管が子ども青少年部になるので、申しわけないが、その今後の詳細については私のほうでは答えられない部分がある。

いぢち委員 文字どおり子育て世帯を包括的に支援していくということで今も子ども青少年部のことが出たが、特に何かしら問題があるお子さんのそういったところを早く見つけ出して、早く適切な支援をとるところはあると思う。その場合に、お子さんの発達状態ということだご家庭のこと、今は虐待の問題が強くある。さまざまなそういった虐待のケースを見ても、あるいは療育の問題でも、早期発見がおくれる、あるいはどうしても所管との関連がおくれて問題発見に至らなかったり、解決に至らなかったということが再三行われてきている。何かそういった兆候を見つけたときにどのように連携をとっていくのか、しかも素早く、そのところは確立ができていくのか。

金森健康推進課長 虐待というところでお話をすると、子育て総合センターで要保護児童対策地域協議会を設けている。そのネットワークの中で連携体制は一つ組んでいるかなと思っている。今回子育て世代包括支援センターを実施するに当たっては、子育て総合センターで対応するというのは要保護対策地域協議会に当たる、本当にリスクが明らかになって、何らかの養育困難であったり、虐待が起こっている状況であったり、虐待が起こりそうであるというリスクが非常に高い人たちを中心に扱っている。今回子育て世代包括支援センターのほうでは、ポピュレーションアプローチという言い方を

するが、全体子育てしているお母さんたちが母子保健事業であったり、子ども青少年部の子育て拠点施設のいろいろな行事であったり、そういったところにいろいろな方がおられるときに、では、どのような連携をとればいいのか、どのようにつないでいくのかというところをもう少し明確に今回の仕組みの中でできればと思っているところで、今その打ち合わせというか会議をさせていただいているところになる。

いぢち委員 今特に困難なリスク対応というところとある意味すみ分けをするというように解釈した。当然そのようになると思うが、そのところはなるべく早くポピュレーションのところで何か察知したときにすばやく対応ができる体制づくりを、これは要望として重ねてお願いしたいと思う。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、2番目、「多摩市受動喫煙防止条例」施行にかかわる取り組みについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、続いて多摩市受動喫煙防止条例の施行にかかる取り組みについてである。こちらは3月で条例をお認めいただいて10月1日から施行であるが、10月以降の動きについて金森健康推進課長から説明をさせていただく。

金森健康推進課長 「多摩市受動喫煙防止条例」施行にかかる取り組みについてという資料になる。ご案内のとおり10月1日より多摩市受動喫煙防止条例を施行させていただいている。今回条例の規則の内容及び現在の喫煙スポットの整備状況、周知状況、禁煙治療費助成事業を始めたので、その取り組みについての進捗状況をご報告させていただきたいと思っている。

まず多摩市の受動喫煙防止条例施行規則の内容についてであるが、こちらについては別紙をつけさせていただいており、3枚目以降になる。こちらに施行規則本文を載せさせていただいている。今までも条例規則にはこのようなものを載せさせていただきたいと思うというご報告をさせていただいたが、施行規則の文言としてはこのような形で掲載させていただいている。この中では第4条のところに、条例第10条第2項の規則で定める

ものは次のとおりと書かせていただいているが、第10条第2項というのは、喫煙制限を設けた中で、その行動や利用の形態で受動喫煙が生じるおそれがないものを規則で定めるものとさせていただいたものを第4条のところに書かせていただいております、別表第1に掲げる公園及び別表第2に掲げる施設等の敷地と、公園における午後9時から翌日の午前5時までの喫煙制限というところを書かせていただいている。別表については、次のページに別表第1、第2を載せさせていただいた。それ以外に受動喫煙防止重点区域の指定の地図、喫煙スポットの地図等を規則に載せたところである。

戻って表面の2番になる。受動喫煙防止重点区域内における喫煙スポットの整備状況をご報告させていただく。まず上にある写真が唐木田駅にあるもので、9月末までにパーティションの整備を完了している。聖蹟桜ヶ丘駅も9月末までにパーティション整備を完了していて、写真を掲載させていただいた。

次に裏面に行く。今現在12月末までに完了予定で整備を実施している多摩センター駅と永山駅の地図を掲載させていただいた。多摩センターのほうは、小田急の高架下になる三角地帯のところである。都道に面したところで現在工事を開始させていただいている。永山駅については、グリナード永山1階三井住友銀行横で現在工事を開始しており、12月末をめどに完了予定とさせていただいているところである。

続いて3番、禁煙区域・条例内容の周知啓発の状況をご報告させていただく。特に教育施設に隣接する路上については、路面シートの貼付及び取り付け看板の設置を10月末までに完了させていただいている。各小・中学校、保育園・幼稚園、児童館・学童クラブ、教育センター等に設置した数を掲載させていただいた。今回写真を載せさせていただいており、このような形で学校周辺の路上は禁煙であるという文言を書いた路面シートを張らせていただいている。取り付け看板については、その下側の写真になるが、こちらも主にフェンスにつけられるような形で周知をさせていただいている。

次の面に行って、公園内の立て看板の設置である。こちらは九頭龍公園、

健康センターの横の公園になるが、公園内についても看板設置をさせていただいた。それ以外に環境部が実施されているまち美化キャンペーンでの啓発、バスアナウンス、のぼり旗、垂れ旗、横断幕の掲示等をさせていただいている。また自治会等へのチラシの配布、公共機関へのポスター・チラシの配布等も実施させていただいている。

続いて4番、禁煙治療費助成事業である。10月1日から禁煙治療費助成事業を開始させていただいた。満20歳以上の市民を対象とさせていただいており、現在12月11日時点で19名の申し込みがある。主に20代から60代までの方が申し込みをされており、この事業が禁煙治療を開始するきっかけになったというご意見をいただいているところである。

5番目に、教育委員会との連携というところでは、お子様とその保護者への啓発周知リーフレットを現在作成させていただいている。こちらは学校の養護教諭部会の先生方にご意見をいただきながら現在作成中である。子ども向けには少しわかりやすいようにクイズ形式で周知啓発用のチラシをつくる予定にさせていただいている。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員

今、最後のほうで教育委員会との連携で子どもたちにもわかりやすいよということがあったが、一方で、禁止区域が教育施設に隣接、特に路面シートをつけたり、看板をつけたりということがなされていると思うが、そういうことをされる際にあらかじめ学校に、保育園、幼稚園、児童館等いろいろ書いてあるが、そこ向けに、あるいはその利用者向けに、学校で言えば保護者向けということになるが、何か周知を別にされたのか。

金森健康推進課長

学校に関しては、教育委員会だよりというのがある。そちらに条例施行により周辺が禁煙になるという周知をさせていただいた。あと学校の施設利用者向けの懇談会を教育振興課でされており、こちらでも当初からチラシを配らせていただいたり、先日も懇談会があったようであるが、そちらでまた条例の概要版を配って周知をさせていただいているところである。あと学校には、例えば大きな運動会があったときにはのぼり旗を掲示したり、ポスターを掲示したりして周知に努めているところである。

大野委員

今2つの駅に関しては実際にパーティションもできて、残りについても

今月中にできるということがあったり、今言った実際に路面にシートが張られたのを私も見てはいるのだが、こういったことになって市民からの反応は特に寄せられているのか。

金森健康推進課長 市民からのご意見については、条例施行後市民の声や各課への問い合わせ、電話の問い合わせはやはりふえている。9月、10月、11月、12月今までを含めると、42件問い合わせ等が入っている。多く寄せられている意見については、やはり禁煙区域でたばこを吸っている方がいるというご意見、あと喫煙制限を設けていないところで飲食店の横に灰皿がありそこが路上であったときに、その苦情というか、どうにかならないのかというようなご意見をいただいている。そういったときには、そういったところに出向きご協力を求めることでいろいろと対応させていただいている。

大野委員 今のお話だと、どちらかという規制をしてもらいたいのだという立場の声が多いのかなと思うが、逆の立場のお声というのはあるのか。

金森健康推進課長 現在のところ、そちらの声は直接的にそういったものでは入ってきてはいない。どちらかという禁煙をもう少し推進してほしいという立場の方からのご意見が多い。ほぼそれになる。今のところなかった。

渡辺委員 永山駅のところの喫煙所であるが、非常にマナーが悪くて、今回移動するというのは恐らくそれも考えてのことだと思う。パーティションではないが区切りがされているところの外のベンチのところ吸っている方が多くいる。現在の喫煙所を閉鎖して移動するのだが、閉鎖した後もまた吸っている人がひよっとしたら出てくる可能性もあるのかなと思うが、その辺の対応はどう考えているのか。

金森健康推進課長 現在もこちらの喫煙場所を移動するというポスターを今掲示させていただいている。確かに今までもパーティションというか囲いの外で吸っておられる方も確かに大勢おられるので、何人かまた移動した後でもそういったことが見られる可能性があるなど思っている。そういったところについては、また限られるが職員のほうで見に行かせていただいたり、ご意見があったら見に行かせていただきたいと思うし、あとは周知をできるだけさせていただきたいと思っている。

渡辺委員 今あるところの囲い、木のようなもので囲っているが、あれは撤去とい

う形でよろしいか。

金森健康推進課長 あちらについては撤去させていただく予定にしており、しばらく入れないような形でロープで封鎖しようと考えている。

小林委員 勧告書の様式、相手方は個人というか受動喫煙ができない場所でたばこをふかしているような方に向けて勧告書が出されるのだと思うが、例えばこれは当然相手方に対して渡すと同時に市のほうに控えが残っていくが、それは誰に勧告書を出したのかを請求されたときに公表することを前提にしているものなのか、それとも公表しないことを前提にした勧告書になっているのかをお聞きしたい。もう一つ、多摩市の受動喫煙防止条例の施行にかかわってであるが、都条例も4月に一緒に施行になると思うが、例えば私よく桜ヶ丘駅前の食堂というかご飯を食べるところに行くと、そこでは灰皿が普通に置いてあって吸えるところが結構ある。これが4月にはパーテーションを設けないと吸えないことになるのだが、そのような準備が進んでいるのかなと思うところが幾つかある。そういうところはどういう準備状況なのかを、都条例の範囲であるが、健康推進課でチェックをすることはあるのか。

金森健康推進課長 勧告書の公表については、今私のところでわかりかねるので、また調べてお答えする形でもよろしいか。

小林委員 はい。

金森健康推進課長 あと都条例にかかわる飲食店の受動喫煙防止対策については、都では一応南多摩保健所の管轄で、保健所で実施するという形になっている。現在都から南多摩保健所を通じて各飲食店に、現在もこの9月から表示義務が一応先行でされているが、そういったことや、4月から飲食店の中でも喫煙制限があるという周知がされている。先日もチラシをつくられて配布されていると聞いている。チェックに関しては、基本的には南多摩保健所で実施されることになる。

遠藤委員 都の条例の話にもかかわるが、今、小林委員が言われた話は店の中の話か。

小林委員 屋内。

遠藤委員 屋内である。屋外の件で、市内は大分進んでよかったと思っているが、

一方で、一定のコンビニの前の灰皿、あとはたばこ屋の前の灰皿、次はこの受動喫煙の話になってくるかと思うが、公共施設内や公園は進んで結構であるが、コンビニやたばこ屋は概して人通りの多いところにあり、そこで変わらず吸っているの、その受動喫煙というか副流煙はなかなか防止できていない。仕組みがないということだと思うが、ここへの対応は自治体の東京都や多摩市として今後どう考えるのか。私権とのかかわりでなかなか難しいと思うが、見解を伺う。

金森健康推進課長 今お話があったコンビニの前もしくはたばこ屋の前は、やはり市民の声が比較的多いところになっている。コンビニに関しては、場合によってはもう灰皿を撤去されているところも多々出てきているので、そうしたところについては、それを推進していただければと思っている。あと、市民の皆様からご意見をいただいたところについては、また足を運ばせていただいて店長にご協力・ご理解を求めていくような形で対応していく予定にさせていただいている。今回、場合によってはたばこ屋の前について、何度か足を運ばせていただいてご理解を得て灰皿を撤去させていただけたところもあるので、そういった形でご理解・ご協力を求めていく。受動喫煙防止条例ができたので市民の声もあると、受動喫煙を防ぐことを市の条例をつくった者として進めていきたいという考えをしっかりとお伝えしながら、ご協力を求めていくことを実施したいと思っている。

遠藤委員 そういった努力には大変敬意を表するところであるが、たばこ屋やコンビニの前などから灰皿を撤去した場合はどこに誘導するのか。駅前の4カ所の喫煙スポットに誘導することになるのか。

金森健康推進課長 駅前に関しては、やはり喫煙スポットを利用させていただく。今回駅前から撤去していただいたところについては、こちらでポスターをつくって、ここに喫煙スポットがあるという形でご案内をさせていただいている。

遠藤委員 例えば私の地区で言うと、聖蹟桜ヶ丘の十字路に1つそういうところがあるが、あそこをお願いをしに行く場合、近所の喫煙スポットは京王百貨店を挟んで向こうのバス停のほうである。そこに誘導していくしかないと思うが、私が喫煙者だったら少し抵抗があるなという感じがするが、この辺どうしたものかなというところである。特に何か目新しい提案があるわ

けではないが、ご理解を得られそうか。

金森健康推進課長 実はそこはご理解を得られて、一応ポスターを張らせていただいている。ただ、そこはある種喫煙場所になっていた部分があるので、撤去してもやはりまだそこで吸われる方がおられる。そういったことについては、職員がヒアリングに行ったりしてご協力をしていただいたので、その後こちらでポスターを掲示したり、ポイ捨てはやめてほしいという掲示をさせていただいて、ご案内は、やはり遠いが、バスのところの喫煙スポットをご案内した地図を載せさせていただいている。

いぢち委員 2点お伺いする。多摩市の受動喫煙防止対策は、子どもたちにたばこの害をよく教える、つまり吸う吸わないという選択肢をもつからないという形での取り組みが必要というか、そこが大きな目玉かなと思っている。先ほど少しリーフレットなどのお話を伺ったが、これから特に青少年あるいは小学生にそういった禁煙というかたばこの害を教えていく取り組みを今後どのように考えておられるのかが一つ。それから、親御さんの立場で言うと、先ほど子育て世代包括支援センターのことが出たが、例えば妊娠期、お子さんを授かった、あるいはこれから生まれて育てていくというときに大きな転換点だと思う。もし吸われる親御さんだったら、そういったときに例えば受動喫煙の害をお知らせする、さらには禁煙外来の案内や、禁煙治療には助成していくことを特に重点的にお知らせしていくようなことは考えておられるのか。

金森健康推進課長 子どもたちに向けては、今本当に言っていただいたように、知識があるだけではなく、吸える年齢になったときに手に取らない、吸う選択をしないような形になればいいなというところがある。そういったところでは、今回リーフレットをつくらせていただくものについては、来年度は全学年と保護者向けに配らせていただく予定にしているが、それ以降はたばこの教育をやっている学年があるので、そちらに重点的にまたリーフレットを配布していく予定である。特に多摩市においては受動喫煙防止条例をつくっていて、たばこの害については、ご自身のたばこの害もそうであるが、受動喫煙による害もしっかり知っていただいて、たばこを吸える年齢になったときにたばこに手が伸びないように、そこはしっかりと自分で制御が

できるような形でお子様たちに伝えていきたいと考えている。そういったところでは、養護教諭の先生方との連携を今後も続けたいと思っている。

あと妊娠期については、健康推進課で「ゆりかごTAMA」という妊娠期の面接をさせていただいている。そのときに喫煙状況を確認させていただいているので、妊娠されているご本人にはもちろん禁煙をお勧めするし、ご家族の方についても、これがいい機会かなというところでは、禁煙治療費の助成制度も始まったのでそれを周知させていただいて、ご家族にも禁煙を勧めていただくような形を現在指導している。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

先ほどの1番のところに戻ってしまうが、子育て世代包括支援センターのことで、子どもの関連で保育園等に拠点があるのかどうかという質問があったが、所管にわざわざ来ていただいたので説明をお願いしたいと思う。

芳野子ども青少年部長 ご質問は保育園の役割ということか。

三階委員長 小林委員、再度質問をお願いします。

小林委員 地域子育て支援拠点施設であるが、基本的には児童館の一部がその役割を担うのだと思う。多摩センター地区については多摩市子育て総合センターがその役割を担っていると思うのだが、認可保育園等で支援拠点施設に今なっているところ、あるいはこれから予定しているところはあるのか。

芳野子ども青少年部長 今のところ公立の多摩保育園だけを予定している状況である。

小林委員 これからになっているのか。

田坂公立保育園担当課長 今多摩保育園が拠点になっているが、保育園のほうで新たな拠点になる計画は今のところない。

三階委員長 次、3番、多摩市版地域医療連携構想策定事業の取組みについて（経過報告）、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、多摩市版地域医療連携構想策定事業の取組みについての経過報告になるが、担当の金森健康推進課長からご説明をさせていただく。

金森健康推進課長 多摩市版地域医療連携構想策定事業の取組みについての経過報告という形になる。こちらについては今現在協議会を実施している途中になるが、どのような形で実施をしているのか、協議会の内容について表にまとめさせていただいている。現在のところ第3回まで終わっている。今まで日常療養・在宅療養を支える医療連携、災害時・救急の医療連携、入院・退院時の医療連携、周産期・小児医療に関する医療連携というところまで実施をさせていただいた。今後は、今月もあるが、多摩市の医療の全体像や将来像、あと看取りに関する医療連携、骨子等を今回話し合う予定にしている。最終的には2月3日に構想（案）の策定を予定している。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、4番の後期高齢者医療保険の保険料改定について、市側の説明を求めらる。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、後期高齢者医療保険の保険料改定について、担当の松下保険年金課長からご説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 それでは、説明をさせていただきます。まず資料1の後期高齢者医療制度の仕組みと平成30・令和元年度保険料率等の概要をごらんいただきたいと思う。

令和2年度・3年度の後期高齢者医療保険料の改定については、先日算定案が公表された。こちらの資料をまず見ていただきたいが、制度の仕組みであるが、医療給付費等を原則として高齢者の保険料が1割、現役世代からの支援金が4割、公費5割で賄うとされている。

2の費用負担の構成では、1割負担の方はほぼ原則どおりとなっているが、現役並み所得の方については自己負担が3割、残りの7割については公費からの負担がないような状況になっている。また、保険料負担については、10%から改定のたびに上昇している。こちらは現役世代で人口が減少していることから、現役世代だけがより負担が重くならないようにする措置となっている。

3の保険料率の算出方法では、2年分の保険給付費等の見込み額から公

費負担、現役世代からの交付金を差し引いた残りが保険料の総額となっている。

4番は、平成30・令和元年度の保険料総額となっている。

5番が、平成30・令和元年度の保険料率となっている。

次に、本日配付させていただいた「後期高齢者医療保険の保険料改定について」をごらんいただきたいと思う。

まず保険料改定の状況であるが、1点、9月に説明させていただいた検討案に訂正がある。こちらの1人当たり平均保険料額、前回は10万266円となっていたが、そちらを10万2,868円に、それから、平均保険料の前期比3.2%が5.9%に訂正されている。こちらは1人当たり平均保険料額の算定において均等割の軽減特例措置の見直しを反映させずに、改正前の軽減割合により算出したため軽減分が大きく差し引かれてしまったというものである。今回公表された算定案では、検討案と比較して平均保険料額が若干減少しているが、要因としては後期高齢者負担率が11.42から11.39に引き下がったこと、それから平成30・令和元年度の財政収支にかかわる剰余金を150億円見込んだことによるものである。今後広域連合は1月に最終案を決定し、その後令和2年第2回広域連合議会に上程することとなっている。それから、広域連合の規約であるが、保険料増加の抑制策として特別対策ということで審査支払手数料、財政安定化基金、保険料未収金補てん、保険料所得の減額相当分、葬祭費相当額、こちらは各市区町村が特別対策ということで一般財源から東京都が負担しているが、こちらを行う場合には広域連合の規約を一部改正する必要がある。こちらは3月議会でご承認をいただく予定となっているが、ここの規約変更の協議書の提出が例年3月議会の最終日では間に合わないことから、即決案件として3月議会に上程させていただければと考えている。その前段で2月に、決定した最終案の保険料の説明と規約の変更について説明させていただくお時間をいただければと考えている。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

小林委員

来年の1月30日に広域連合の議会があり、予算議会であるのでそこで保険料を正式に決定するというので、ことし2回にわたってその算定案

が出されて、1回目は8月30日に広域連合の議会で説明があり、9月9日にそれが公表されると。2回目は11月7日に算定案の説明があったが、普通は8月30日に1回目の説明のときには平均で3.2%アップというところで、いろいろ対策をとっていくと私は普通は減るのではないかと考えていたら、11月7日に出されたものは4.3%で逆に値上げになる。よくよく聞いたら実は3.2%の計算式が間違っていた、本当は5.9%だったのだということで何かだまされたような不思議な感じである。やはり特別対策をとらなければ12.5%ということで非常に高くなるのを、4つある特別対策のうち3つを充ててぎりぎり4.3%に抑えるという形だと思うが、問題になるのは財政安定化基金をもっと法律上活用できるわけであるから、そこを活用してできるだけ抑えることをすべきではないかと私は思う。後期高齢者医療保険の制度上75歳以上の方、つまりより病気にかかりやすい方だけを囲い込んで特別の保険制度にすること自体が、後期高齢者がふえればふえるほど保険料が上がっていくというもともとの仕組みになっているから、こういう制度をやめるか、あるいは先ほど言ったように特別対策としてもっと公的な金を投入してできるだけ保険料を抑えるか、そのどちらかをやらなければ後期高齢者は来年から窓口負担が一举に2倍になるわけで本当にたまったものではないが、その辺は市の担当としてどのように考えているのか。

松下保険年金課長 保険料抑制のための財政安定化基金の活用であるが、こちらの基金の本来の設置目的が、大幅な保険料の収入源が見込まれたり、大幅な保険給付費の増という形になった場合に基金を取り崩すということである。ただ、当分の間保険料抑制のために使えるような状況になっているが、今広域連合としては150億円の剰余金が発生するというので、令和2年度・3年度部分については財政安定化基金を取り崩す考えはない。東京都の市長会としても、その保険料抑制のために財政安定化基金を活用するようにという要望はさせていただいている。

小林委員 要望はしているということか。

松下保険年金課長 はい。

小林委員 私も広域連合の議員であるから、その点については別途また要請してい

きたいと思っている。

大野委員　このことに関連してお尋ねしたいが、後期高齢者の保険料の減免制度について、東京都でそれを申請しているのがゼロだという話を聞いたことがあった。実は全国ではそうではないが、どうも災害に遭ったときにしか減免にならないという間違った認識があるのではないかと、地方議員あるいは国会議員を通じて話をしたことがあり、どうもそういう誤解が自治体の窓口にあるのではないかという疑いが出てきたものであるから、そういう申し入れをさせていただいたが、10月に23区の課長会、39市町村の課長会があるのでそこで周知を図りたいと私は聞いているが、多摩市としてそういう話は聞いているのか。減免制度について正しくアナウンスするようにといったような周知は、課長会で特に言われているだろうか。

松下保険年金課長　課長会でその減免制度について話があったかということ、申しわけないが、私のほうではそういう認識がない。そういう減免制度については、国民健康保険でもいろいろ減免制度があるが、その周知が図られていないのではないかとされているので、その辺どう市民の方々に周知していくのか、これは後期高齢者医療保険、国民健康保険も含めて検討させていただければと考えている。

大野委員　それに関して実際に多摩市でその可能性があるのかどうかかわからないが、自治体によってははなから災害のときにしかこれは適用しないのだというような言い方を誤ってしている例があるという話を他の基礎自治体の議員等から報告を受けているものであるから、万が一今後そういった問い合わせがあったときには、そうではなくて災害時に限らず、例えば事業が急廃止になったり、失業等によって収入が著しく減ったときにはこういうことができるのだというようなことも的確にさせていただけたらと思うので、それはぜひお願いしたいと思う。

三階委員長　ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長　質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

先ほど受動喫煙のところでは勧告書を公表するのかという質問があったが、再度答弁がある。

金森健康推進課長 勧告書の公表についてであるが、条例、規則等にも定めていないので公表はしないことにしている。

小林委員 例えば勧告書は公文書になるから開示請求もあり得ないではないことかと思うが、もし個人情報保護等の点でこれを公表しないということであれば、それなりの準備をしておかないと出されたときに困ってしまうことになってしまうのではないかと思うが、その点はどうか。

金森健康推進課長 そのあたりについては、文書法制課とよく相談させていただきたいと思う。

三階委員長 次、5番、多摩市国民健康保険の令和2年度保険税率等の見直しについて、市側の説明を求める。

伊藤保健医療政策担当部長 それでは、5点目、多摩市国民健康保険の令和2年度の保険税率等の見直しについて、担当の松下保険年金課長からご説明をさせていただきます。

松下保険年金課長 委員の皆様は既にご存じのことと思うが、市町村国民健康保険が抱える課題、今回の国民健康保険制度改正の経緯、多摩市の現状、第2期国民健康保険運営指針なども含めて、今回の見直しについて改めてご説明をさせていただきます。

まず資料の2ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは市町村国保の課題ということで、まず年齢構成が高く、医療費水準が高い。こちらは平成27年度の数字であるが、平均年齢が市町村国保51.9歳、協会けんぽ36.9歳、健保組合が34.6歳、一人当たり医療費として市町村国保が35万円、協会けんぽが17.4万円、組合健保が15.4万円という形になっている。

財政基盤としては、所得水準が低いということで加入者一人当たりの平均所得が市町村国保84万円、協会けんぽ145万円、健保組合が211万円。それから、加入者一人当たりの負担が重いということで市町村国保の場合は9.9%、協会けんぽが7.6%、健保組合が5.7%というような形になっている。そのようなことから、一般会計から法定外繰り入れや繰り上げ充用を行って対応していることが課題となっている。それから、財政運営が不安定になるリスクの高い小規模保険者が多いということで、

全体の4分の1がそういったリスクを抱えているような状況であった。

3ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは国民健康保険制度改正の経緯であるが、まず対応の方向性としては、国保に対する財政支援の拡充で、平成29年度以降は毎年3,400億円、それから都道府県と市町村との適切な役割分担、低所得者に対する保険料の軽減措置が示されている。

4ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは制度改正の概要であるが、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等、国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化させる。市町村は地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料（税）率の決定、賦課・徴収、保険事業など、地域におけるきめ細かい事業を引き続き行っていくとされている。

5ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは都道府県と市町村の主な役割分担となっている。

6ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは都道府県の国保運営方針であるが、都道府県は安定的な財政運営、効率的な事業運営確保のため都道府県内の統一的な運営方針として国保運営方針を定め、市町村が担う事務の効率化、標準化、それから広域化を推進していくとされている。この中で法定外繰り入れの段階的な解消の取り組みが示されているということになっている。

7ページ・8ページ目は、事業費納付金と標準保険料率の考え方ですが、こちらは割愛させていただく。

9ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは今回示された令和2年度の納付金・標準保険料率の仮算定結果となっている。1人当たり納付金額としては、16万1,853円、平成31年度の本算定が15万5,130円、多摩市は4.3%の増、東京都平均としては2.6%の増、1人当たり保険料額としては14万5,024円、平成31年度の本算定が13万3,837円となっており、多摩市は8.4%の増、標準保険料率については11.3%、平成31年度の本算定が10.44%、多摩市は8.2%の増、標準保険料率の均等割が6万9,164円、平成31年度の本算定

が6万3,359円となっており、多摩市は9.2%の増となっている。

中段の国保事業費納付金及び激変緩和等であるが、納付金については激変緩和前が45億947万2,000円、対前年で4.6%の減、激変緩和については1億6,903万5,000円、対前年でマイナスの18.2%、都の財政支援については今回ゼロという形になっている。激変緩和後の納付金額としては43億4043万7000円、対前年で3.4%の減、課すべき保険料必要額は38億8,386万円、対前年で0.5%の増となっている。

下段については、こちらの算定を行う際の設定数値となっている。

10ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは今回示された多摩市の標準保険料率となっている。合計で所得割が11.3%、東京都平均は11.35%、均等割額は6万9,164円、東京都平均が6万9,471円となっている。

11ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは多摩市の国民健康保険の現状であるが、被保険者数は年々減少しているが、1人当たり医療費は毎年増加している状況である。

12ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは1人当たりの医療費と、東京26市の比較、それから医療費総額の推移となっている。多摩市の場合、前期高齢者の割合が高いことから、1人当たり医療費は26市平均より高くなっている状況である。

13ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは年齢別の被保険者割合の推移となっているが、65歳～74歳までの被保険者が多摩市の場合45.8%で、26市で一番高い状況となっている。

14ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは保険税の推移となっている。平成30年度は保険税率を改定しているが、被保険者数の減によって税収額は対前年1.3%の減となっている。

15ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは一般会計の法定外繰り入れの推移で、平成28年度、平成29年度は10億円、平成30年度については9億3,000万円と若干改善されている。

16ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは東京都の運営方針

で示された財政健全化を推進していく中で、多摩市の国民健康保険の運営に関する指針を昨年策定した。指針の目的としては、誰もが安心して医療を受けることのできる医療制度の根幹を支える国民健康保険制度を維持していくため、財政の健全化を図るとともに、保険者機能を強化し、多摩市国民健康保険の安定的な運営をめざしていく。取り組みの方向性としては、被保険者の健康の保持・増進、医療費の適正給付、財源の確保、この3つの取り組みを推進して保険者機能の強化をめざしていくこととしている。計画期間については、平成30年度から令和5年度の6年間を予定している。

17ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは被保険者の健康の保持・増進で、具体的な取り組みとして、そちらのほうを示させていただいている。

18ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは医療費の適正給付で、こちらのほうの具体的な取り組みを示させていただいている。

19ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは財源の確保で、具体的な取り組みの中で上から4段目、保険税率の見直しで、第2期運営指針で対前年度比4%の増で、第2期国保運営指針の期間は原則4%増という形で考えている。それから、法定外繰り入れの計画的・段階的な削減を図っていくという方向性を示させていただいた。

20ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは今回の納付金の算定結果を受けて、医療費の増加、1人当たり医療費が対前年で1.3%の増。1人当たり国保事業費納付金が対前年4.3%の増。国・都からの財政支援が減少している。それから、国保の財政の健全化を図っていかなければならない。標準保険料率と現行の保険料率に大きな乖離があることから、第2期国保運営指針に基づいて全所得階層で4%程度の伸びとする。それから、多摩市国民健康保険財政運営基金からの繰り入れを引き続き行っていくような形で考えている。

21ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは11月21日に開催した国保運営協議会へ諮問した改定案となっている。まず医療分として所得割率が現行5.27%から5.48%、0.21%の増。均等割額が2

万6,500円から2万7,600円、1,100円の増。後期高齢者支援分の所得割として1.71%から1.78%、0.07%の増。均等割額が1万1,000円から1万1,400円、400円の増。介護納付金の所得割として1.52%から1.58%、0.06%の増。均等割額が1万1,200円から1万1,600円、400円の増というような形で諮問をさせていただいている。

22ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらの22ページから25ページまでが世帯人数、所得段階別の保険税の概算額の一覧となっている。

26ページ目をごらんいただきたいと思う。26ページから30ページまでが世帯ケースのモデルケースによる税額の変化となっている。

31ページ目をごらんいただきたいと思う。こちらは平成26年度から令和2年度までのモデルケースによる保険税額の推移となっている。

それから、本日別紙1から3までつけさせていただいているが、こちらは各市町村ごとの仮算定の結果となっている。別紙1が納付金額、別紙2が1人当たり保険料額、別紙3が標準保険料率となっている。

それから、26市の令和2年度の保険税の改定の状況であるが、今19市が改定を行う予定という形となっている。

今後のスケジュールであるが、年明け1月上旬に確定係数による本算定の結果が提示されることとなっている。国保運営協議会では、今月の19日、それから1月16日にこちらの諮問案についてご審議いただいて、1月末までには答申をいただきたいと考えている。それで、2月に先ほどの後期高齢の保険料とあわせて、こちらの国保の見直しについても時間を頂戴して説明をさせていただければと考えている。

三階委員長
小林委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

2019年度の保険料率については、指針では毎年4%ずつ上げていくということだったわけであるが、国保運営協議会の議論の中で、今年度については均等割を減らすことによって実際には2.79%と伸び幅を圧縮したということがあった。来年度については、指針どおり4%でいくと。この後国保運営協議会の判断でどうなるか、最終的には変わるかもしれない

いが。最初に示された資料の3ページ目のところで、3番の低所得者に対する保険料軽減措置で均等割軽減の拡充がある。それで、全国知事会あるいは全国市長会から市町村国保について、今は広域化しているが、保険料率が高いのの一つは均等割という制度があり、しかもそれが非常に高いと。公費を投入してこの部分を圧縮して保険料率を減らすべきだという提言があり、国もそれは考えていると思うが、それが来年の保険料率の改定にはほとんど反映されないことになるが、そのあたりはどういうことになっているのか。

松下保険年金課長 均等割軽減の関係であるが、こちらは低所得者に対する保険料の軽減措置ということで平成27年度から、それまで6割・4割という軽減だったが、それを7割・5割・2割に国では制度を拡充してきたという状況である。均等割の軽減については、以前の委員会でも、均等割の考え方として応能原則・応益原則から均等割をなくすことはできないというようなお話をさせていただいたが、全国市長会では、子育て世代に関する子育て支援策として均等割をなくしてほしいというような要望はしているが、令和2年度の算定に当たっては、そういったことは国から示されていないような状況である。

小林委員 前の委員会でも説明されたように、均等割を減らしただけではほかのところがふえてしまうと、だから均等割を減らすと同時に、例えば多摩市なら東京都に納める納付金もその分減らさないとほかの被保険者の負担がふえてしまうことになるので、それはやはり国費も含めて公費を投入しないとだめだと思うが、今のところそれには国は応えていないと考えてよろしいか。

松下保険年金課長 国から子育て世代の均等割軽減というのは示されていない状況である。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次は、6番、第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）の改定について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 それでは、第8期多摩市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の

改定についてご説明をさせていただく。高齢支援課長からさせていただく。

伊藤高齢支援課長 それでは、ご説明をさせていただく。次期計画第8期であるが、本計画は、老人福祉法の規定に基づく市町村老人福祉計画と、介護保険法の規定に基づいて3年を1期として計画を立てている市町村介護保険事業計画を一つにまとめたものである。総合的な高齢者の基本的な計画として策定を予定している。本日のご報告については、現状で国のスケジュール、前回の計画改定スケジュール等を含めた大まかな計画改定の作業の予定と、もう一つ、来年1月から実施する多摩市高齢者実態調査のスケジュールについてご報告をさせていただく。

それでは、資料の2番のところ、まず多摩市高齢者実態調査についてご報告させていただく。現状では1月20日号の広報で市民の方にお知らせをして、1月下旬から2月上旬にかけて調査を実施する予定である。調査については、(2)の①から③の3種類実施する。1つ目が、介護予防・日常生活圏域ニーズ調査で、これは主にその地域の介護予防にかかわる課題は何なのかというような地域診断に活用するというで実施している。65歳以上の要介護認定1～5を受けておられない方の中で、日常生活圏域が5圏域あるので、その中から無作為抽出で全体として4,000人の方を対象に実施する予定である。項目としては、国が基本的に必須項目と追加項目を66問ほど示されているので、これにプラス多摩市として独自の項目を現在精査中で、10項目程度足して実施する予定でいる。

次に、②である。在宅介護実態調査で、こちらは介護認定を受けていて在宅で生活をされている方。入所の方は対象とせず、1,200人ほどの方にお手紙を出させていただいて実施する予定である。こちら国から示された実態調査項目に合わせて30問程度で実施の予定である。

3つ目が、介護保険事業所調査になる。こちらは市独自で実施しているものであり、前回も100事業者の方に実施しているが、今回は200件で、同じ法人の中でケアマネジャーもやっている、ヘルパーの事業所もやっているところについては、サービスごとで実施させていただこうと考えている。全体で200件で、40問程度を予定している。先日介護保険の運営協議会があり、こちらの③の調査項目については、委員の皆様からも

このような項目を入れたらどうかというご意見をいただいております、今精査しているところである。

2ページ目に行く。計画改定に向けた検討の場についてである。まず1番が介護保険運営協議会で、全体で6回ほど実施していこうと思っている。表になっているのは前回の改定のときに実施した平成29年度の状況になっている。(2)として高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画部会で、サービス事業者の方であるとか、介護保険の受給者のご家族、老人クラブの方、自治会の方、市民の方や介護事業者の方を含めて実施していきたいと思っており、これについては3回程度実施していこうと思っている。専門的な事項についてさまざまな立場の皆さんからご意見を広く聴取して、素案をつくるに当たっての参考にさせていただきたいと思っている。

次、(3)高齢者福祉施策に対する意見聴取の場として、現状でも高齢支援課、介護保険課で、例えば介護保険のほうだと介護保険事業者連絡会、もちろん運営協議会もあるし、私ども高齢支援課ではネットワークオレンジの会、これは認知症の方の専門機関や家族会の方を入れた会になる。あと在宅医療・介護連携推進協議会という多くの医療・介護の専門家の皆さんに入っている協議会、それと地域包括支援センター運営協議会、そのほかにも一般介護予防事業評価委員会という介護予防事業について評価・報告をさせていただいている委員会もあるので、そういったところで意見の聴取をさせていただこうと思っている。

今後のスケジュールである。4番のところでも網かけになっているのが市の計画改定スケジュールで、国から基本的な8期の制度改正の考え方の方針が一応年度末から、基本的な考え方は3月ごろに示されるだろうと思っているが、来年1月にまず実態調査を実施、その後に国の基本的な考え方を受けて来年6月から7月にかけて先ほど申し上げた部会を3回ほど実施、7月に基本方針案が示されるので、それを受けて計画素案を9月ごろから検討開始して、翌年1月にその素案で市民説明会、パブリックコメントを実施した上で3月には確定という形で進めてまいりたいと思っている。

三階委員長
いちぢ委員

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

少し筋違いな質問になってしまうかもしれないが、介護の問題で、事業

者はともかくとして、当然であるが介護される側にスポットを当てて実態調査をする。ただ、大きな問題は介護する側のことだと思う。今特に老老介護もあるが、あるいはヤングケアラーの問題なども大分社会の表面に出てきたとはいえ、なかなか見えづらい。それは一には高齢者保健福祉計画、あるいは介護保険事業計画というところで介護する側の問題を入れられないのか。今本当に正直日本は介護に関しては家族の負担が非常に大きく、特に女性や先ほど申し上げたヤングケアラーの問題があるので、そういったところをこの2つの計画の中で取り上げられないのか、フォーカスできないのか、もしできないとしたら、ほかのどこでそういった問題を考えて解決に向けていけるのか、そここのところについて所管の考え方を伺いたいと思う。

廣瀬介護保険課長 まず介護保険事業計画に盛り込めないのかということであるが、国がというか厚生労働大臣が指針を定めてはいるが、それ以外のものを載せてはいけないというものではない。今回の在宅介護実態調査についても、平成29年度のときに実施したものでもダブルケアをしているかといった家族介護の状況について少しオリジナルの設問を設けている。また今週月曜日に行った運営協議会の中でも委員からもう少し介護者の負担、QOLといったあたりも聞けないかというご意見をいただいているので、今その設問について検討しているところである。

いちぢ委員 設問という形でフォーカスしていただけると。さらにその先、頭の痛い問題ばかりだと思うが、ケアラーの側の問題に多摩市として包括的に取り組んでほしいということを一言つけ加える。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、7番の北部地域包括支援センターの第二拠点及び高齢者見守り相談窓口の設置について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 第7期の高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の中にも記載させていただいているところであるが、北部地域包括支援センターの第二拠点、それから高齢者見守り相談窓口の設置についてご報告をさせていただく。

高齢支援課長からご説明をさせていただきます。

伊藤高齢支援課長 北部地域包括支援センターの担当エリアが二分していることについては、議会の中でも、また市民からもさまざまなご意見をいただいております、第7期の計画の中でも新しい拠点を検討していくことを明記させていただいているが、ここで実施ができることになる。

1番の中段のところに書いてある。まず愛宕地区の高齢化については大変深刻な状況があり、高齢化率を平成31年4月1日で見ると、最も高いところに愛宕、東寺方、和田3丁目というようなところが出ている。支援が必要なケースが増大している。諏訪から西永山に都営住宅の移転があったが、今後同じようにこのエリアの都営住宅の建替えが予定されている。早期に相談拠点を設置して相談の機動力と効率化を図り地域包括支援センターの相談機能を強化していく必要があるということで、2025年に向けて整備をしていくことが決定できたのでご報告をさせていただきます。

場所であるが、2番のところにある旧愛宕地区市民ホール跡地になる。住所としては愛宕1-1-2-106で、ちょうど地区市民ホールがあった本当にその2階建ての建物であり、大体1階で140平米ぐらいあるところの、2階は使用しないで1階のところをお借りして設置する予定である。設置については、地域包括支援センターと見守り相談窓口、今中部地域包括支援センターと併設しているが、この地域にも同様の見守り相談窓口を設置していくということで、併設という形で持っていきたいと思っている。

設置予定については来年度。実は大変古い物件であり、築50年近くになるものである。耐震はされているが、長い期間使用されていなかったところであるので、東京都住宅供給公社のほうで一定の改修をしていただける予定になっている。その上で必要な改修をして、令和2年度末に開設できるよう準備を進めていきたいと思っている。

4のその他に書いたが、開設設置に当たっては、住民の方や地域の皆さんと、この相談窓口がどうあったらいいのか、地域包括支援センターの第二拠点としてどうあったらいいのかといったところもワークショップのような形で話し合いをさせていただきながら、地域での見守り相談体制の構

築を図ってまいりたいと思っている。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

渡辺委員 あくまでも北部地域包括支援センターの第二拠点だと思うが、名称はまだ決まっていないのか。

伊藤高齢支援課長 名称がどうあったらいいのかは現在検討中であり、運営の仕方、関戸・一ノ宮があるので、そのスタッフとの配置の仕方も含めて法人のほうとも検討しながら、市民の皆さんに親しんでいただけるような。だが、ほかの地域包括支援センターの名称もあるので、そのあたりについては工夫をしながらわかりやすいように検討してまいりたいと思っている。

小林委員 対象になる地域は、いわゆる町名で言うと愛宕と今都営住宅がある和田3丁目と東寺方3丁目も含むと。都営住宅はこれから転居があるが、そういうことでよろしいのか。

伊藤高齢支援課長 一応今北部地域包括支援センターが健康センターの中にある。関戸・一ノ宮地区がエリアとしてはずっと見渡せるかなと思っている。それ以外のところということで和田3丁目、東寺方3丁目、愛宕、あと貝取、豊ヶ丘、永山の1丁目、それから乞田のあたりもエリアになる。そのあたりをどういう形で北部地域包括支援センターの第二拠点として見ていくかというところは、どうあると機動力を発揮できるのか、市民の皆さんが相談しやすいのかを考えつつ、ただ、今のところどちらにご相談いただいても、最初のご相談はどちらでも受けられるような形がいいかなと思っている。基本的に継続する支援の場合には近いほうというか、ある一定の区分けをさせていただいて相談をしていければいいかなと思っている。そのあたりも現在検討させていただいている。

小林委員 「第二拠点」という言い方をしているわけであるが、北部地域包括支援センターの支店をつくるのではなく、新しい地域包括支援センターを分割してつくと捉えたほうが良いということなのか。

伊藤高齢支援課長 そのあたりも検討のしようだなと思うが、現在のところは支店・支所というような形で思っている。基本となるのが多摩市が定めている10のコミュニティエリアで、その既存地域とニュータウン地域・団地とを1つずつ担当するという形で配置している。そのあたりの基本的な考え方もあ

るので、ここで5つだったものを6つにするのではなく、5つあるのだが、5つの支店ができるようなふうには今のところは考えている。

きりき委員 見守り相談窓口のほうであるが、これの職員には何か資格要件があるのか。

伊藤高齢支援課長 東京都から補助金を2分の1いただいているので、その基準もあり、ケアマネジャー、介護支援専門員ないしは社会福祉士となっている。中部地域包括支援センターについては2名いるが、2人とも社会福祉士となっている。どちらかの専門職という形を考えている。

きりき委員 令和2年度に設置するというので、これは地域包括支援センターも見守り相談窓口も同時に開設だと思うが、東京都の予算が絡んでくるとすると、多摩市の予算化はどのタイミングになるのか。

伊藤高齢支援課長 一応来年度末となるので、地域包括支援センターについては3月という形になるので必要な経費をそこから上げている。見守り相談窓口については、その開設よりも2カ月前から準備を含めて補助金をいただけるので、そういったところで計上していこうと思っている。

きりき委員 地域包括支援センターのほうは当初予算になるが、見守り相談窓口に関しては当初予算に計上するのは難しいという理解でよろしいか。

伊藤高齢支援課長 両方乗る。

きりき委員 もう一つ、東京都の事業ということで地域包括支援センターに必ず併設しなければいけないということではないと思うが、そのあたりの考え方の整理を多摩市はどのようにしているのか。

伊藤高齢支援課長 中部地域包括支援センターはここで2年半、3年目になっており、やはり相談を有機的に回すには、相談窓口だけではなく、継続する事例も結構あるので、地域包括支援センターと密に連携がとれたほうが効率的であるかなと考えた。というところで、今回この愛宕地域についても、都営住宅の部分で、賃貸の物件がたくさんあるので、高齢になってから転入しておられる方、結構地域のつながりが、ご自分から発信するだけではなかなか難しい事例もあるので、ぜひ窓口を設けたい。広いスペースもとれたところもあり、併設ということである。ただ、ここについて単体で持ったほうがいいのか、そうではなく地域包括支援センターの中に見守り機能もま

せて実施したほうがいいのか、窓口としてではなく機能として強化して地域包括支援センターを設けていったほうがいいのかは今後また検討していきたいなと思っているが、今回についてはやはり併設のメリットが大きいことと、あと一定のスペースもあり、地域の実情もありということでこのような形を選択したことになる。

きりき委員 考えはよくわかったし、理解できるが、現実として今中部地域包括支援センターで行っているということで、東京都のものと介護保険のものと別々の視点になる関係で、それぞれ別々につくらなければいけない、事業地も完全に分けなければいけないということで、ある程度の大変さがあることと、もう一つは、地域包括支援センターで働いていることにならないということで、例えば主任ケアマネジャーの更新をしたいと言っても、地域包括支援センターではなく見守り相談窓口のほうで働いていると、実務経験がなくまた新規で受けなければ主任ケアマネジャーの資格が維持できないところがあると聞いていて、そのあたりはメリットもあればデメリットもあるところだと思うので、うまく整理しながら進めていただければと思う。よろしく願います。

渡辺委員 あそこには商店街近隣センターの駐車場が何台か用意されているが、万が一ここの地域包括支援センターに行こうと思って車で行く場合に、その駐車場はどういう形で利用できるのか、もしくはできないのか。

伊藤高齢支援課長 駐車場というのは、来所される方の駐車場についてであり、商店街をご利用にならない方のことであると思う。申しわけないが、今こうなるということはお話しできないので、確認して検討していきたいと思う。バスでおいでになった場合のバス便は決して悪くない場所かと思っている。ただ、中にはバスのご利用が難しく車で来られる方があるかと思うので、そのあたり対応できるかどうか確認していきたいと思う。

渡辺委員 あその駐車場は結構自由にとめられてしまう。商売をやっておられる方で、自分たちのお客さんが来るのにとめようと思ってもとめられないと言う方が結構おられるので、そういう声も上がっているということだけご承知おき願う。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、8番、多摩市介護保険条例の改正について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 介護保険条例の改正である。次回の3月の議会のときに条例改正について上げさせていただく形になろうかと思う。軽減強化についてである。介護保険課長から説明をさせていただく。

廣瀬介護保険課長 低所得者の方への軽減強化というところでは、平成27年度から第1段階の方に一部実施しているところである。今年度からは消費税の税率の引き上げに合わせて第1段階から第3段階までの方を対象に軽減強化を図っているところである。ただ、今年度については、10月から消費税が増税されるということで、年度で介護保険料の賦課をさせていただくが、完全実施の半分の保険料率での実施を現時点ではしている。来年度から完全実施となるので、それについて条例を改正させていただきたいということである。ちょうど先週国から事務連絡が来て、国でも準備を進めているということだったが、現時点ではまだ確定しているものではないというところで、今後介護保険施行令の改正を受けて、市でも条例の改正に向けて上程をさせていただきたいと考えている。

この保険料の軽減強化とこれに関連する改正を行うのだが、今年度についても国の動きが非常にぎりぎり、3月議会ということできりぎりまで待っていただいたが、今年度分については専決処分をさせていただいた経緯がある。現時点では国の動きを見ながら令和2年の第1回議会に上程させていただきたいということで進めていく。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、9番、高額障害福祉サービス等給付費支払いに係る進捗状況について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 高額障害福祉サービス等給付費支払いに係る進捗状況についてである。この件については、9月議会の際にご報告をさせていただいたところであるが、議会の皆様方、また市民の皆様方には大変ご迷惑をおかけした

と思っている。9月25日にご報告した事務処理の遅延について、現在の進捗状況をご報告させていただく。障害福祉課長からご説明をさせていただく。

松本障害福祉課長 では、ご説明をさせていただく。高額障害福祉サービス等給付費支払いに係る事務処理遅滞により、当事者の方々、関係各位の皆様にご迷惑をおかけして大変申しわけなかった。そのような状況を踏まえて、現時点でも進めさせていただいているが、進捗についてご報告をさせていただく。

高額障害福祉サービス等給付費については、既存の制度と平成30年4月から導入された新たな対象の方々への二本立てになっていることは9月のときにご報告をさせていただいた。

まず1番目であるが、既存制度の高額障害福祉サービス等給付費の支払い状況についてご報告をさせていただく。平成29年7月から平成30年12月分ということで事務処理を進めていた部分についての進捗であるが、対象者としては38名おられて、申請のあった方が11月28日時点で26名である。現在は1人ふえて27名の申請を受けているという状況である。既に8名の方については11月25日までに振り込み済み、11月29日～12月13日までに11名に振込予定となっており、うち4人は書類審査中だったが、こちらの方々についても書類の審査が済んで、これから振り込みの手続に入るような状況である。また、一部不足書類があった方3名ということだったが、現在はお二人になっている。また、提出待ちの方については現在、先ほど申請のあった方が27名となったので、提出待ちの方は11名、電話連絡によりまだ提出されていないということでご案内をさせていただいているところである。

平成31年1月分以降の支払いについては現在確認中であるが、こちらについては12月11日にご案内を発送済みである。対象者としては30名で、金額としては大体66万円程度になるのではないかと算定しているところである。また、こちらのご案内をさせていただくときに、次回令和元年7月以降、7月～12月分については2月末にまたご案内させていただくというメモ書きも入れさせていただき、ご案内をさせていただいているような状況である。こちらについてはこのような事務の流れで進めさせ

ていただきたいと思っている。

裏面に行く。新高額障害福祉サービス等給付費については、平成30年4月から制度が導入されたところであるが、平成30年度分の対象者、平成30年4月から平成31年3月末までであるが、この資料を提出させていただいたときは対象者が11名ということで上げさせていただいていたが、精査して確認していった中では、7名という現状になっている。金額も、予定金額としては25万円程度となっている。こちらの人数の差については、この対象者が65歳になるまでに5年間にわたり障害福祉サービスの支給を受けているというところが条件にあるので、それが60歳到達時点でサービスを利用されていなかった方がおられたということで、対象外というところで7名となった。こちらについては、今ご案内の内容の精査を最終的にしているところがあるので、12月20日にご案内をする予定で準備を進めている。

また平成31年4月以降分については現在確認中であるが、令和2年2月予定で進めさせていただいているところである。

また、この高額障害福祉サービス等給付費の支払いについては、国保連への委託ということで検討していたところであるが、既存の制度については国保連を介してやるよりも今までどおりのやり方をやっていったほうが事務处理的にも早く対応できるのではないかとということで、今までどおりの対応で進めてまいりたいと考えている。

また、新高額障害福祉サービス等給付費については、国保連とのデータ連携において、完全な形での事務手続がまだ確立できていないところもあるので、市での作業をもとに当面は支払いを行っていきたいというところである。一部国保連との連携で情報確認、対象であるかないかができているところがあるが、十分な確認がとれないようなところもあるようで、ここについて国保連を介して支払いをするというのはまだこれから精査が必要のかなというところである。手作業の部分と、国保連を介しての作業を併用しながら間違いのない金額を対象者の方々にご案内し、お支払いできるように進めてまいりたいところである。

三階委員長

市側の説明は終わった。質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、10番、「(仮称)多摩市障がい者差別解消条例」の制定に向けた取り組みについて、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 「(仮称)多摩市障がい者差別解消条例」の制定に向けた取り組みについてである。先日も12月5日に第7回の市民委員会の開催をしたところである。現在の進捗状況についてご説明をさせていただきたいと思う。説明については障害福祉課長からさせていただく。

松本障害福祉課長 では、ご説明をさせていただく。「(仮称)多摩市障がい者差別解消条例」の制定に向けた取り組みについては、9月の健康福祉常任委員会でもご報告をさせていただいたかと思う。その後の進捗状況がどのような状況なのかをご報告させていただきたいと思う。

条例のポイントとしては、本市の条例においては差別とはどういうものなのかをきちんと定義していく。合理的配慮の提供は行政・事業者ともに義務化、こちらは都条例と同じところを示していく。また差別解消支援地域協議会の設置をしていきたい。また勧告及び公表の規定について明記する。こちらについては都条例と同じである。また心ない言動により障がい者が感じている差別もなくしていく姿勢を示していきたい。共生社会の実現に向けた基本となる施策を規定していきたい。

これまでの経緯としては、9月以降のところを重点的に見ていただきたいと思うが、10月に市民委員会の第5回目、11月には第6回市民委員会と第4回庁内委員会を開催し、この資料を作成したときには終わっていなかったが、12月には第7回市民委員会の開催が済んでいる。

その9月以降にどのような意見が交わされたのかを下に書かせていただいているが、市民委員会の10月についてはわかりづらい表現があるのでわかりやすいようにしてもらいたいという意見が当事者の方々からあったり、また手話言語の条文が唐突であり調整が必要であるというようなご意見をいただいた。こちらについては東京都の条例には言語としての手話の普及が入っているので、本市としても都内の自治体として同じ方向で条例をつくっていききたいということで挙げさせていただいていたが、そののと

ころの調整が必要ではないかという意見をいただいていた。

第6回目の11月に開催した委員会については、合理的配慮の提供の場面に選挙も入れてほしい、いろいろな合理的配慮の場面があるが、やはりそういったところも必要ではないかという意見をいただいたところである。また差別の規定に虐待についても残してほしいというところである。虐待については、事業者や一般市民の方々でも対象者が非常に限られるので、虐待の規定をどのように入れるのかは非常に難しいところではあるが、そういったご意見が入ってきたところである。

また庁内の第4回委員会では、思いが伝わる前文にするための修正案を示させていただいたり、手話に関する規定、言語としての理解啓発の条文を入れることについてどうだろうかというご意見をいただいたり、虐待についての表現や条例の見直しに関する附則などについて意見を得たところである。条例見直しに関する附則というところでは、市民委員会からは条例制定された後にそのままにされるのではなく、きちんと見直しを定期的にしていく必要があるのではないかという意見があったので、そういったところを入れさせていただこうというところが、この中ではある。条例にこういうことを附則として入れるのはあまり例がないようであるが、やはりそれをきちんと明記して行って、市としても整理していく。時期を見て見直しをかけていくことを入れさせていただこうということになっている。

また、12月の市民委員会での意見でどのようなものが上がったかというところ、差別解消支援地域協議会を設置するに当たっては、できるだけ当事者の方々の委員を入れてほしい。条文よりもその運用のところでのご意見として、当事者の方々をできるだけ多く入れてほしい。障がい者と障がいのない方のバランスがきちんととれるように整理してほしいというところがあった。また、手話に関する規定については、事務局側としては、言語としての手話の理解啓発というのは障がい者の人権を保障するというところ、それが保障されてこの差別解消条例を進めていくということもあるので、ぜひ入れていきたいのだというご説明をさせていただいたが、この条例自体は合理的配慮の提供を進めていくための条例であり、そういうと

ころと少し違うのではないかというようなご意見をいただいたところもあり、委員会の中で意見をいただく中では、そういうご意見があるのであれば、この条文は外したほうがいいのではないかというような話、また、ほかの条文に、市はわかりやすい表現等の障がいの特性に応じた意思疎通手段を有し、並びに障がい者が容易に情報を取得し、意思疎通できるような必要な支援を行うというのが入っているのです、そういったところで手話に対する対応も読み取れるので、その条文は外してもいいのではないかという意見もいただいたので、外す方向で整理していくことになった。

では、裏面に行くが、今後のスケジュールである。12月の市民委員会は12月4日に開催させていただき、本日このようなご報告をさせていただいた。また、パブリックコメントについては、今後素案の決定を12月中旬に予定しており、その後12月下旬から1月中旬ぐらいまでパブリックコメントを実施する予定である。また、2月には市民委員会で原案の最終協議をさせていただいて、3月には市議会健康福祉常任委員会にも報告させていただきたいと思う。

また、3月議会への上程をめざしていたところではあるが、パブリックコメントをいただいた後の整理、また今までの庁内委員会や市民委員会で意見をいただいたところの整理がかなりタイトで、整理を丁寧にやっていきたいところもあるので、最終的な形で上程するのは6月にさせていただきたいと考えている。それまでに、3月の協議会報告のときにはある程度整理できた形でご報告させていただきたいと思っているが、丁寧に整理していきたいので、このようなスケジュールとしていきたいところである。

また、パブリックコメントを実施する前の素案については、決定後、サイドボックスに上げさせていただきたいと思っているのでよろしく願います。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員 今素案ができた後、サイドボックスのほうに上げていただけるという話であるが、そのことについての説明は、例えば本委員会に対して特にお考えではないのか。

松本障害福祉課長 今の段階では、ご説明は特に考えていない。今条文については、市民

検討委員会での意見が整理できたところである。あと法制的にこの表現でどうなのかは文書法制課と調整しているので、それを踏まえて整理していきたいということである。

小林委員　この前12月4日の市民委員会を傍聴した。この7回目の市民委員会は12月下旬からパブリックコメントをとるのでその対象になる素案をそこで固めるという委員会だったが、そこでいろいろ意見も出て、事務局のほうで引き取って最終的に素案に仕上げるということであった。下旬だから12月20日ころから多分パブリックコメントをされるので、それまでに素案を仕上げるということであるが、最終的に市民委員会でもう一度その確認が行われるということなのか。

松本障害福祉課長　パブリックコメントに上げる前段の素案の確定の内容について会議を開催するのは難しいので、委員の方々からいただいた意見をもとに事務局で引き取って、文面的に市の法制的な文面としていいのかも整理した上でご報告させていただくことにしているので、でき次第、各委員の方々にはメールを通じてご報告させていただこうかと思っている。

小林委員　私の印象では、事務局の出された案の中でも検討中というのが幾つかあり、だから引き取ったとしても、確定をする前にもう一回市民委員会で、きちんと皆でこれでいこうということで確認する必要があるかなと思ったが、そういったことでは結構スケジュール的にはタイトなのかなと思った。もう一つ、細かいことには触れないが、全体の感じとして、障害者差別解消法に基づき、また東京都の障害者差別解消条例が先行しているので、それも踏まえて市独自のいろいろなことも入れてやることになっているわけである。障害者差別解消法の中で特に中心になっているのは合理的配慮ということであるが、それについても合理的配慮というのは要するに健常者から障がい者を見たときの配慮してやるぞということ、必ずしも障がい者の権利や人権に基づいていないのではないかというような議論も市民委員会の中ではあったと思うが、その辺で本当に最終的に意思統一ができるのか、傍聴していてそのような感じもした。先ほどもパブリックコメントをとってさらに市の条例案を策定する中でその辺は丁寧にやっていきたいということがあったが、そこはぜひ慎重にやっていただきたいと私は思う。

いぢち委員 この条例に関して、あとパブリックコメントであるが、先ほど当事者を入れるようにということがあり、当事者性を大事にするというのが非常に大きな目玉ではないかと思うが、そうするとパブリックコメントあるいは条例案、そして条例がわかりやすい場をつくる、その当事者の人たちにも即わかってもらえる、あと視覚障がいの方には点字あるいは音声データで渡すというようなご配慮はされるのか。

松本障害福祉課長 それについては、委員会でもいろいろご意見をいただいたところである。やはり条例という形の文面になると非常にかたくなるような内容かなど。誰が見ても、小学生でもわかるような条文が本当はいいのではないかという話もいただいたところではあるが、やはりある程度市の例規のルールにのっとって文書をつくるというところでは少しかたくなってしまいう部分もあるかと思うので、そのわかりやすい解説版もつくって説明していきたいと、市民委員会でも何度もお話しさせていただいたところである。また、障害種別ごとに必要な配慮というところで、その点字版といったものも必要に応じて作成していくことを考えている。

いぢち委員 私たちが一度未熟ながら条例づくりに手を染めたときにぶち当たった壁というのが、条例というものをわかりやすくする、市で当事者の皆さんと一緒につくられたが、合理的配慮とは何か、あれは本当にすばらしい出来だったと私は思っているが、今言われたある程度のテンプレートに従ってどうしても定めなければいけない条例というものについて、これからわかりやすい版をつくるとしたら、やはりこれは当事者の皆さんとチームを組んでつくっていくという息の長い作業になるのか。

松本障害福祉課長 今ご案内いただいたのは多分「心つなぐ・はんどぶっく」、地域自立支援協議会の権利擁護専門部会の皆さんと作成したものであるが、今の段階で障害福祉課長として考えているのは、わかりやすい版をつくっていくに当たっても、行政側だけでつくってしまうと、当事者の方々から見て、それは少しわかりづらいという話になるかもしれないと思っているので、やはり同じように権利擁護専門部会の方々と一緒に作り上げていく、障がいの方々が見ても、この多摩市の条例がどういう内容なのか、また小学生の方・お子さんたちが見てもわかりやすいようなものであったほうが推進

できると思うし、そういったところを踏まえて意見交換しながらわかりやすい版をつくっていきたいと思っている。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

では、次、11番、多摩ニュータウン豊ヶ丘団地における「(仮称)健幸ステーション」の開設について、市側の説明を求める。

倉吉健幸まちづくり政策監 多摩ニュータウン豊ヶ丘団地における「(仮称)健幸ステーション」の開設についてということで、来春に向けての動きになるが、ご報告をさせていただく。

こちらの件については、こちらでお話をさせていただくのは初めてになるかと思う。こちらの取り組みは、簡単に申し上げるとUR都市機構の取り組みになるが、豊ヶ丘商店街の空き店舗を活用して市民の方が集まれる集いの場、憩いの場というものをつくっていこうというものになる。多摩市としては、平成30年7月にこちらの関係でUR都市機構と運営の連携協力に関する覚書を締結して協力することをさせていただいていた。詳細については健幸まちづくり推進室長からお話をさせていただく。

田中健幸まちづくり推進室長 それでは、引き続き説明をさせていただく。まず場所についてである。多摩市豊ヶ丘4-2-5-107になる。豊ヶ丘のペデストリアンデッキの北側と南側に商店街があるが、その北側の大体真ん中あたり、66平米1区画のところになる。

これまでの経緯である。平成28年11月に「多摩市と独立行政法人都市再生機構との『多摩市版地域包括ケアのまちづくり』の実現に向けた連携協力に関する協定書」を締結している。多摩市では、健幸都市(スマートウェルネスシティ)・多摩の取り組みの一つである多摩市版地域包括ケアシステムを目指して、地域でさまざまなサポートが提供され、多世代間のコミュニティづくりにもつながる身近な相談拠点を整備推進することを計画していた。一方、UR都市機構は、少子高齢化への対応、地域包括ケアシステムの構築に資するため、UR賃貸住宅団地の地域医療福祉拠点化による多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まち(ミクスト

コミュニティ)の実現をめざしていた。UR賃貸住宅において高齢者から子どもまで多様な世代が住みなれた地域で生き生きと暮らし続けられる住まい・まちを実現するため、相互に連携・協力することに合意し、この協定では諏訪、永山、貝取、豊ヶ丘の4団地を対象に、具体的な連携事業としては「永山モデル」を挙げていた。そのほか、個別具体的な取り組みを実施する際には新たに覚書を締結することとしている。

平成29年5月にSmart Wel l n e s C o m m u n i t y協議会の中の分科会の一つであるまちづくり分科会において、多摩市内の主にUR賃貸住宅をモデルとした事業スキームが、UR都市機構ほか複数事業者により検討が開始された。このSmart Wel l n e s C o m m u n i t y協議会であるが、こちらは平成27年7月に設立されており、健康無関心層を含む国民全体の健康増進をめざす産官学連携のプラットホームの一つとして立ち上がったものである。阿部市長も発起人の一人である。

平成30年7月であるが、UR都市機構が地域コミュニティの活性化を目的として、貝取・豊ヶ丘団地エリアに(仮称)健幸ステーションを開設するにあたり、平成28年11月に締結した協定に基づき、立ち上げ・運営において、市とUR都市機構が相互に地域に関する情報の提供等を行うことに合意し、「多摩ニュータウン貝取・豊ヶ丘団地エリアにおける『(仮称)健幸ステーション』の設置及び運営に係る連携協力に関する覚書」を締結した。

ことしに入って令和元年6月である。UR都市機構は豊ヶ丘の空き店舗を活用し、居宅介護支援事業所とコミュニティスペースを運営する社会福祉法人の公募を開始した。7月、公募により運営事業者が社会福祉法人楽友会に決定した。また、楽友会が実施する事業など運営の一部を多摩市社会福祉協議会が協力・支援することとなった。

令和元年11月である。初めUR都市機構と多摩市の二者で覚書を結んだが、関係者がふえてきたので施設運営に関係する四者、UR都市機構、社会福祉法人楽友会、多摩市社会福祉協議会、多摩市において新たに確認書を締結した。関係者の役割である。楽友会は運営事業者である。UR都

市機構は主に立ち上げ期の運営の支援を行う。これはUR都市機構というよりは、UR都市機構が委託しているコンサルタント会社の方が中に入っている。それと、先ほどお話をしたスマートウェルネスコミュニティ協議会に参画する民間事業者もコンテンツを提供できないか、今一応調整をしているところである。多摩市社会福祉協議会は事業の運営協力を行う。私ども多摩市としては、運営に資する情報提供及び情報発信を担う予定でいる。

今後のスケジュールについては、こちらに令和2年3月に「コミュニティスペース開設予定」と書いてあるが、若干おこなっているところがあり、恐らく4月に開設になる。あわせて同じく4月に居宅介護支援事業所が開設予定となる。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

いぢち委員 ものすごく大きなことなので、もっと細かいことを聞きたいところであるが、まずは健幸ステーションは健幸まちづくりの一環として行われる反面、そもそも地域包括ケアシステムの構築がこの書面にも入ってきている。かなりオーバーラップするものではあると思うが、健幸ステーションと地域包括ケアシステムの関連はどのようになるのか。具体的にはこれ居宅支援となっているが、そこの兼ね合いもあわせてお伺いする。

田中健幸まちづくり推進室長 もともとこの取り組みについては、UR都市機構が地域のコミュニティの形成という中で始めた事業である。私ども健幸まちづくり推進室としても、健幸まちづくり自体、あと地域包括ケアシステム自体、市単独でやるだけではなく、やはり地域の方と協力しながら進めていっている部分があり、その部分において協力をさせていただいていくというものである。

倉吉健幸まちづくり政策監 補足をさせていただくと、多摩市版地域包括ケアのまちづくりということでやっているの、地域包括ケアシステムと一般的に言っている高齢者の方々だけのものではなく、阿部市長が申し上げている多摩市版、誰もが支え支えられる関係をしっかりつくってこうという意味での地域包括ケアということで進めるものになっている。居宅介護支援事業所ということでご質問があったかと思うが、こちらがなぜ居宅介護支援事業

所かという、UR都市機構のほうで地域医療福祉拠点を団地の中につくっていきたいというところから始まっているところがあり、その意味で居宅介護支援事業所、医療福祉拠点に資するような事業所とコミュニティスペースとの運営の一体的なものをUR都市機構で最初発案されたというところから始まっているものになる。

いぢち委員 そうすると、まずこれはかなりUR都市機構主導で始まっているのかなということと、地域包括ケアシステムに関しては、特に多摩市版のそれは言われたとおり介護だけでもない、ケアだけでもない、子育てや若者の支援まで含めた本当に包括的なモデルだと理解している。ただ、その分具体像がなかなか結びにくく、この健幸ステーションという具体の拠点を得ることで変わっていくのかなと非常に期待が膨らんだところである。ただ、そうすると、そういった幅広い概念を持ちながらも、始めるところとしては居宅介護、最終的にはまさにここのミクストコミュニティとある。共生社会、それは障がいをお持ちの方や子どもからお年寄りまでの多世代の交流、いろいろな概念を含むと思う。今これから始めるところで、いきなり大風呂敷のことをいろいろ言ってもとは思いますが、ある程度地域包括ケアシステムというものが焦点の一つにあるのだとするなら、現時点でUR都市機構はともかく、多摩市としてここにどうやってかかわっていき、ある程度の未来像というか目標をどの辺に置いているのか、もう少し具体的に伺えたらお伺いしたい。

倉吉健幸まちづくり政策監 こちらの取り組み、UR都市機構のミクストコミュニティという考え方と多摩市版地域包括ケアシステムの構築とは一定同じような目的があるので、共同でさせていただこうということかなと思っている。多摩市版は、言われたように非常に幅広い取り組みになっているので、市としてもさまざまな方面で広げていきたいというところがある。室長からも申し上げたが、市としてできる部分と、地域のコミュニティの皆様やUR都市機構、さまざまな主体とともにつくっていくことで全体を包括的にしていければいいということでの協力という面が、市の立場からすると、この件については大きいのかなと思っている。何を指すのかであるが、ここについて実際どういったものやっていくのかを、先ほど申し上げた

四者、UR都市機構、楽友会、社会福祉協議会と我々で今まさに話し合いを始めているところになる。恐らくこれがオープンする3月、4月の時点ですべてが決まった形で始められるのかもよくわからない部分がある。ただ、それぞれが持っているノウハウやコンテンツを持ち寄って、より地域の方々になじんでいただけるような施設にしたいと思っていて、先ほど子どもや若い世代という話もあったが、11月4日だったか、青陵中の子どもたちと一緒にイベントを、この地域を楽しくプロジェクトのようなものを中学生が中心になって立ち上げていただいて、出店をしていただいたり、商店街のシャッターのところにペイントをしていただいたり、そういったことで地域の中に溶け込んでいけるような健康ステーションにしていこうという取り組みを徐々に徐々に始めているところであるので、こういった形で、最初の目標はもちろん地域の人が気軽に立ち寄ってちょっと一息つける場所になればいいというところであるが、実は（仮称）健幸ステーションと書いているとおり、まだ名前も決まっていないうところである。したがって、これから皆さんが集える場所の一つとしてできればいいと思っている。

いぢぢ委員 まさに関係者の役割のところ、UR都市機構がまず大家さんとしてドンとあり、言ってみれば持ち込み企画だったのかなと思うが、さらに運営事業者は楽友会、多摩市は運営に資する情報提供及び情報発信と一歩引いているというか、今のところ逆にあまり口出しできない状況なのかなと思う。今後これからの取り組みの中で主導権と言うと変であるが、一緒にやっていくことだと思うが、ある程度の発言、多摩市の中でこういうことを実現したいのだというものを打ち出していくことがこの枠組みの中でできるのか、あるいは何かこれを足がかりにもう少し考えておられるのか。まだ仮称であると伺ったが、多摩市の主体的なかわりほどの程度できるのかという言い方をしようか、それを伺う。

倉吉健幸まちづくり政策監 こちらについては四者で連携協力ということで確認書を結んでいるので、多摩市は多摩市の立場としてこの健幸ステーションをどういう形で運営していただきたいかは当然お話をさせていただこうと思ってるし、楽友会としてもやはり地域の中に社会福祉法人という立場で地域の

コミュニティに資する取り組みをしていきたいという強い思いがある中で、楽友会だけで取り組むというところの後ろに健幸まちづくりというものがあって多摩市というものがあるということに対しては非常に信頼を置いていただいているところであるので、我々としてこういった形でやっていただくことができればと思う。ただ、やっていただくコンテンツをどうしてほしいということでは多分ないと思っていて、それは、その地域の方が求められるものを地域の方に対して提供していくものだと思っているので、それをしっかりバックアップしていくことができればいいかなと思っている。

大野委員　　今のお話で、この地域に対してのアナウンスはどういう感じでされているのか。

田中健幸まちづくり推進室長　　実はここでアナウンスを始めたところであるが、11月30日のUR都市機構と楽友会と社会福祉協議会と地域福祉推進委員会のネットワークの全体会で、3月ないし4月にむけてオープンを考えているという説明をさせていただいた。今後またそういった情報を地域の方には出していくような形になると思う。

大野委員　　UR都市機構主導だということがあるのだと思うが、地域医療福祉拠点のようなものやしていきたいというのは、UR都市機構の方針として、例えばある程度全国的な話として出てきていて、例えばほかのニュータウンでもあるということと理解してよろしいのか。それとも多摩市だけこれが最初に出てきたのか。

田中健幸まちづくり推進室長　　UR都市機構で持っている団地の中で、この考えというのは多摩市だけではない。多摩市のニュータウン全部にこれを広げようということではなく、今対象となっているのは4団地である。UR都市機構の中の多様な世代が生き生きと暮らし続けられる住まい・まちミクスコミュニティの実現というのは、多摩市以外のニュータウンについても計画としてはお持ちのようで、既に埼玉県の上野市で、こちらは多様な世代というよりも割と子育て世代をターゲットにしているのだが、そういう取り組みを既に始めているところのようである。

大野委員　　この所管ではないが、ニュータウン再生に実は思いっ切りかかわって

くる内容なのかなと思う。こういうことがうまく展開できるかどうか、少なくとも市内の4つの地域がこういうことの対象と考えられているのであれば、それこそ多摩ニュータウン再生とも思っきり関係がある内容なのかなと思う。もちろん、どこまで誰がどう関与するのが不透明だと思うが、ただ、誰かがたしか質問でも言っていたが、多摩市が主導権をとってこういうことをもっと活用したらいかかかというのは考えようによってはあると思うし、たまたまであるが、健幸まちづくりもやっている中で、ニュータウン地域の今後の超高齢社会に対する対応が迫られている多摩市だからこそ、こういうものをもっと活用してニュータウン地域が多くを占めているところなのだから、もう少しそういうことを打ち出してもいいのかなというのを感想として持った。別にこれだけをとということではなく、こういうことをきっかけにしていろいろな考え方が多摩市版の地域包括ケアということにもなっていくのではないかなと思うので、そこら辺はいろいろなことがあるたびにぜひ本委員会でもお話をさせていただけたらと思う。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

次、12番、民生委員・児童委員の一斉改選について、市側の説明を求める。

小野澤健康福祉部長 民生委員・児童委員の一斉改選である。12月1日に3年に1回の一斉改選が行われている。その状況についてご報告をさせていただくものである。福祉総務課長からご説明をさせていただく。

古川福祉総務課長 12月1日現在で84名の民生委員が委嘱された。残念ながら欠員地区は28名という形になっている。4月1日をめざして今3名追加で推薦を依頼しているところである。議員の皆様には、顔写真入りの名簿がまたできたら改めて周知をさせていただきたいと思う。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

大野委員 前にもそういう話があったかもしれないが、担当される方は難しくなってきたのかなということが欠員の多さからもうかがえるが、こういう欠員の割合の状況は他市と比較してどうなのか。

古川福祉総務課長 多摩市の定員は112名となっている。それで欠員が28名という形になっているところで、この欠員の割合については、多摩市は26市中下から4番目ぐらいの状況である。

三階委員長 ほかに質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

最後、13番、多摩市地域福祉計画及び調布市、日野市、狛江市、多摩市、稲城市成年後見制度利用促進基本計画について、市側の説明を求めらる。

小野澤健康福祉部長 本件については、勉強会もさせていただいているところであるが、計画についてということで、こちらについても福祉総務課長からご説明をさせていただく。

古川福祉総務課長 それでは、お手元のサイドブックに多摩市地域福祉計画の見直しについて及び5市の成年後見制度利用促進基本計画の概要についてを載せさせていただいている。これを使ってご説明をさせていただく。

まず多摩市地域福祉計画の見直しであるが、社会福祉法の改正及び第五次総合計画第3期基本計画の実施、そして成年後見制度利用促進法の制定、これらの内容について加味した形の中で今回見直しを行っている。

重要事項としては、3点設定させていただいた。地域を基盤とする包括的な相談・支援体制の強化、そして権利擁護の推進、地域生活課題の発掘・提案・解決の仕組みづくり。これを後期3年間の重点事項として定めさせていただいている。

具体的な施策の展開の部分では、特に基本施策の1であるが、施策1-1で包括的な相談支援体制を整備するというので、地域の生活課題を住民が主体的に把握して解決を試みる体制づくりの支援及び多機関の協働による複合的な課題、そして制度のはざまの課題への横断的な対応をするところを盛り込んでいる。

なお、施策1-4については、5市の成年後見制度の計画を反映した中で、権利擁護の推進という形で10項目を新たに設定させていただいたところである。

次に、概要版、5市の成年後見制度利用促進基本計画の概要についてである。多摩市では、調布市、日野市、狛江市、多摩市、そして稲城市と5市で共通して今回計画をつくっているところである。その計画については、成年後見制度利用促進法制定及び国において基本計画が策定されたことを受けた形の中で、5市で計画をつくったという形になっている。

具体的に基本目標を5つ制定している。その中でも基本目標1、目的・対象に応じた広報の充実、基本目標2、本人意思を尊重した切れ目のない相談支援の充実、そして基本目標5、地域における権利擁護支援の体制整備、この3つを重点事項という形で今回の計画の中に盛り込ませていただいているところである。

なお、今後のスケジュールであるが、来週の16日、月曜日から1月10日まで、2つの計画についてのパブリックコメントを実施する予定になっている。さらに17日、火曜日の午後であるが、市民向けの説明会を開催する予定である。それらを踏まえた上で再度審査をいただきながら3月には決定というような形で対応したいと考えている。よろしければ、17日の市民説明会にぜひお足を運んでいただければと思う。

三階委員長 市側の説明は終わった。質疑はあるか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

三階委員長 質疑なしと認める。本件についてはこれで終わる。

以上で協議会を終了する。

午後 0時28分

(協議会終了)

午後 0時29分 再開

三階委員長 休憩前に引き続き会議を開く。

委員会を再開する。

以上で本日の日程は全部終了した。

これをもって健康福祉常任委員会を閉会する。

午後 0時29分 閉会

多摩市議会委員会条例第28条第1項の
規定によりここに署名する。

健康福祉常任委員長

三階 道雄